

組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則新旧対照表

新	旧
組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則	組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則
<p>第4条（支払方法）</p> <p>定款第6条第1項組合員のうち県費職員および千葉市費職員の組合員の利用代金支払いは、原則として給与から引去りとする。ただし、給与から引き取りできない場合は口座振替とする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の払込用紙にて支払うものとする。</p> <p>2 定款第6条第1項組合員のうち県費職員以外の組合員の利用代金支払いは、<u>口座振替とする。</u>なお、<u>提出された依頼書の登録手続き</u>完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。</p> <p>第16条（請求金額の確認）</p> <p>組合員は、請求金額の確認を「学生協マイページ」の利用明細書にて行うものとする。</p> <p>2 組合員は、「学生協マイページ」を登録するものとし、学生協は、原則、利用明細書を発行しないものとする。</p> <p><u>3 第4条第2項、口座振替登録をしない組合員については、振込用紙発行手数料および郵送料負担として1回あたり300円（消費税別途加算）を負担するものとする。</u></p> <p><u>4 利用明細書の発行を希望する組合員は、発行手数料および郵送料負担として1回あたり300円（消費税別途加算）を負担するものとする。</u></p> <p><u>5</u> 組合員は、請求明細に疑義のある場合は遅滞なく学生協に申し出るものとする。</p>	<p>第4条（支払方法）</p> <p>定款第6条第1項組合員のうち県費職員および千葉市費職員の組合員の利用代金支払いは、原則として給与から引去りとする。ただし、給与から引き取りできない場合は口座振替とする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の払込用紙にて支払うものとする。</p> <p>2 定款第6条第1項組合員のうち県費職員以外の組合員の利用代金支払いは、<u>原則として口座振替とする。</u>なお、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。</p> <p>第16条（請求金額の確認）</p> <p>組合員は、請求金額の確認を「学生協マイページ」の利用明細書にて行うものとする。</p> <p>2 組合員は、「学生協マイページ」を登録するものとし、学生協は、原則、利用明細書を発行しないものとする。</p> <p>3 利用明細書の発行を希望する組合員は、<u>1回あたり発行手数料200円（消費税別途加算）を負担するものとする。</u></p> <p>4 組合員は、請求明細に疑義のある場合は遅滞なく学生協に申し出るものとする。</p>

第17条（再請求手数料）

学生協は、組合員の利用代金が、所定の期日（毎月末）を越えても入金されず、再請求をする場合、再請求のための手数料を加算することができる。

2 前項に定める再請求手数料は、発行手数料および郵送料負担として1回あたり300円（別途消費税加算）とする。

3 前各項に定める手数料は、再請求をする都度に加算されるものとする。

附則

1 この規則は、2020年3月1日から施行する（2019年11月27日理事会承認）

2 この規則の一部改正および施行日は、2024年2月22日一部改正、第4条第2項、第16条第3項、第4項ならびに第17条第1項、第2項の施行日は2024年8月1日とする。

第17条（再請求手数料）

学生協は、組合員の利用代金が、所定の期日（毎月末）を越えても入金されず、再請求をする場合、再請求のための手数料を加算することができるものとする。

2 前項に定める再請求手数料は、1回あたり100円（別途消費税加算）とする。

3 前各項に定める手数料は、再請求をする都度に加算されるものとする。

附則

1 この規則は、2020年3月1日から施行する（2019年11月27日理事会承認）